

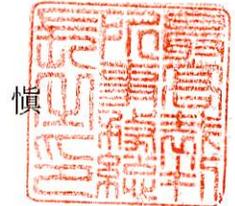
最高裁秘書第809号

令和4年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

1月22日付け（同月24日受付、第030916号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「全国プログラム案内」（片面で1枚）
- (2) 「関係資料送付先一覧」（片面で1枚）
- (3) 「A班 全国プログラム名簿（応募者）：①東京国税不服審判所②大阪国税不服審判所」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(2)の文書には、個人識別情報（メールアドレス）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(3)の文書には、個人識別情報（修習地、修習班及び氏名）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することからこれらの情報が記載されている部分を開示しないこととし

た。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

(別紙様式第2)  
(A班)

全 国 プ ロ グ ラ ム 案 内

A 班 (修習地が東京(立川を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津及び和歌山)

プログラム名	場 所	期 間	募集 人数	修 習 内 容	募 集 条 件	提 出 書 類	その他(内容等 の照会先など)	開始日の 集合日時, 場所	片道50キロメー トルを超える移動の可 能性の有無
国税不服審判 所における修 習	①東京国 税不服審 判所 ②大阪国 税不服審 判所	令和4年2月8 日(火)~10日 (木)(3日間)	①② 各 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務行政部内で独立 性の強い準司法機関と しての性格をもつ国税 不服審判所の具体的業 務について修習。</li> <li>・公表裁決を使用した 事例演習等を通して、 各税法の基本的な考え 方や、国税不服審判所 における審理のやり方 を修習。</li> <li>・現役の法曹出身審判 官等との意見交換。</li> </ul> <p>【組織の特色】 裁判所・検察庁からの 出向者、弁護士出身の 特定任期付職員、国税 出身者などから組織さ れている多様性のある 職場です。</p>	なし ※①東京国税不服審判 所、②大阪国税不服審 判所のどちらを希望す るか明記すること。 (場所の振り替えは行 わない。)	なし	国税不服審判所 (本部)管理室総 務係 (電話03-3581- 4101【内線3923、 3901】)	集合日時：令和4 年2月8日(火) 午前10時 場所： ①東京国税不服審 判所管理課(東京 都千代田区九段南 1-1-15 九段第2 合同庁舎10階) ②大阪国税不服審 判所管理課(大阪 府大阪市中央区大 手前1-5-63 大阪 合同庁舎三号館)	無

(別紙様式第3)

関 係 資 料 送 付 先 一 覧

プログラム名	場 所	プログラム事務担当者 (部署, 氏名)	電話連絡先	ファクシミリ番号	メールアドレス	関係資料送付先 (郵便番号, 住所, 宛先等)
国税不服審判所 における修習	①東京国税不服審判所 ②大阪国税不服審判所	国税不服審判所(本部)管理室総務係 担当 福田康晴	03-3581-4101 (内線3923)	03-3593-1660	[REDACTED]	〒100-8978 東京都千代田区霞が 関3丁目1番1号 (宛先は事務担当者と同じ) (電話連絡先及びファクシミリ番 号は、左に同じ)



修習地	修習班	氏名	プログラムコード	プログラム名	修習先	決定欄	
			2104	国税不服審判所における修習	①東京国税不服審判所②大阪国税不服審判所	1	大阪
			2104	国税不服審判所における修習	①東京国税不服審判所②大阪国税不服審判所	0	
			2104	国税不服審判所における修習	①東京国税不服審判所②大阪国税不服審判所	1	大阪